

ご宴会・催事・結婚披露宴規約

函館国際ホテル（以下ホテルと称します）では、ご宴会・催事等及び結婚披露宴等（以下宴会等と称します）に伴うレストランおよび宴会場等（以下宴会場等と称します）のご利用に関して、次の通り定めておりますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。この規約に定めのない事項につきましては法令または一般的な慣習によるものとさせていただきます。

1. 宴会等予約の成立と仮予約について

ご宴会等のお申込みをいただく場合は、当ホテルが定めた「宴会等申書」「ご結婚式申込書」にご利用内容をご記入し、お申込みいただきます。また、お申込みの際に予約金をお支払いいただく場合もございます。予約金の金額は宴会等の見積総額に基づき、当ホテルより提示させていただきます。「宴会等申書」「ご結婚式申込書」に記載された内容を当ホテルにて確認し、応諾の意思表示をした時をもって、予約の成立とさせていただきます。

仮予約に関しては、原則としてお申込みいただいた日から1週間とさせていただきます。仮予約期間内に宴会等の開催予定の有無を当ホテル係員にご連絡ください。

2. 宴会時間と追加室料

宴会等の会場利用時間とは設営から撤去までを含み、事前に当ホテルの担当者と決めさせていただいたご利用時間内（以下契約時間と称します）は所定の室料にてお支払いいただきますが、この契約時間を超過した場合は所定の追加室料をいただきます。但し、契約時間の超過に応じられない場合もございますので予めご了承ください。

3. 有料人数の確認

料理等の用意が必要な人数（以下「有料人数」と称します）を宴会等の開催日 2日前の正午までに当ホテル係員にご通知ください。それ以降はすべて手配が完了しておりますので、当日ご出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合であっても有料人数分の料金を申し受けれます。

4. お客様による取消しおよび期日変更

お客様が既にご契約された宴会等をお客様のご都合によりお取消し、または期日変更される場合には、取消料金を以下の通り申し受けれます。また、既にお客様よりご注文を受け手配済みの別注品につきましては、その料金を別途申し受けれます。

取消期日	取消料金
60日以前	予約金全額および実費総額
30日前まで	予約金全額、お見積り総額の20%および実費総額
14日前まで	予約金全額、お見積り総額の30%および実費総額
7日前まで	予約金全額、お見積り総額の50%および実費総額
2日前まで	予約金全額、お見積り総額の80%および実費総額
前日から当日	お見積り総額の全額

5. 料金のお支払について

原則として、当ホテルから提示いたしました宴会等の見積総額を、ご利用予定日の7日前までにお支払いいただきます。また、宴会等の終了後すべての料金が確定し、その差額につきましてはご利用日当日にお支払いいただきます。なお、後日のお支払いを承諾した場合は、ご明細書を添えて請求させていただきますので、到着後2週間以内にお支払いください。また、お支払い方法は現金・クレジットカード・銀行振込のいずれかをお願いいたします。

振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

6. 装飾・余興等の手配

宴会等に関連する装飾・音楽・余興およびバンケットホステス等につきましては、当ホテルより指定取引先に手配させていただきます。お客様が当ホテルの指定する取引先以外に直接ご依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するため、事前に当ホテルに連絡の上ご手配ください。

当ホテルの了解のもとに、お客様が直接依頼された取引先が行う宴会等に関連する装飾・余興等の機器および材料の搬入・搬出または看板等のサイズ、その取付け方法の決定、あるいは設置場所等につきましては、当ホテルのルールのもとに実施していただくよう、指示する場合がございます。

7. 損害賠償

お客様（お客様側すべての関係者を含みます）およびお客様が直接ご依頼された取引先の皆様は、当ホテルの施設、什器備品等を破損したり、損傷しないように充分注意してください。万が一施設、什器備品等に損害・損傷が生じた場合は当ホテルの指示に基づき速やかに修理、またはその賠償金額をご負担いただきます。

8. 荷物、または携帯品の保管

お客様の荷物が事前に当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した場合に限り、責任をもって保管し当日お渡しいたします。お客様の手荷物・携帯品等はクロークにお預け願います。但し、貴重品はお客様ご自身が責任をもって管理願います。クローク以外において生じた滅失等の損害につきましては、当ホテルの過失が認められない限り一切の責任は負いかねますのでご了承ください。

9. 宴会等ご利用契約締結の拒否および解除

当ホテルは、次に掲げる場合において、宴会等ご利用契約の締結に応じないものとします。また、宴会等ご利用契約を締結した場合は契約を解除するものとします。

- 宴会等にお客様の中に次の事由に該当する者がいる場合
 - 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
 - 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者がいるとき
- 当ホテルの他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- 当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合
- 宴会等にお客様が法令または、公序良俗に反する行為をなされる恐れがあると判断した場合、またはこの規約に違反された場合

10. 禁止事項

次に掲げる事項につきましては、禁止させていただきますのでご遠慮ください。

- 犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み
- 発火または引火性の物品の持ち込み
- 悪臭を発生する物の持ち込み
- 賭博等、風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動
- 備付品の移動
- 使用目的以外のご利用
- その他法令で禁じられている行為

上記の定めに関らず、身体障がい者補助犬法に定める盲導犬・聴導犬・介助犬の同伴は可能です。



函館国際ホテル

〒040-0064 函館市大手町5番10号 TEL.0138-23-6161(宴会営業直通)

<http://www.hakodate-kokusai.jp/>